

「シシンヨーはばたき奨学金」(返還不要の給付型奨学金) 令和7年度 奨学生募集のお知らせ

「シシンヨーはばたき奨学金」は、母子家庭・父子家庭の高校生を対象に、修学上必要な学資金等の一部を給付する返還不要の給付型奨学金制度です。
社会有用な人材の育成を目的として創設し、令和7年度も奨学生を募集致しますので、受給をご希望の方は次の募集要綱をご確認のうえお申込み下さい。

1. 受給資格

次のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 当組合の営業地区(※)内の高等学校に在学の母子家庭・父子家庭等の学生で、本人及び保護者が当組合の営業地区(※)内に住所を有している方。

※当組合の営業地区

広島県一円

(2) 収入要件

本人の父母又はこれに代わって家計を支えている人(主たる家計支持者1人)の収入が下記の要件にあてはまること。

収入要件	給与所得者	給与所得以外
	270万円未満(税込み) 源泉徴収票の支払金額	135万円未満(税込み) 確定申告書等の所得金額

2. 募集人員

50名

3. 募集期間

令和7年4月1日(火)から4月25日(金)まで

4. 受給者への決定通知

5月上旬に受給者を決定し、受給者の方に文書によりご連絡します。

その後、5月23日(金)までに口座開設するとともに振込口座を指定するための届出を提出していただきます。期日までの手続がなされない場合、支給決定を取り消すこともあります。

〔1年毎に受給者を決定します。
次年度募集時再応募可能、但し応募は1学年1回とし3回を限度とします。〕

5. 奨学金給付額・給付期間・給付時期

(1) 給付額 月額10,000円

(2) 給付期間 1年間

(3) 給付時期 毎月末に当組合のご本人名義の口座に振込みます。ただし、当組合の休日に当たるときは、その前営業日とします。なお、4月分の奨学金は5月末に5月分と合わせて給付を行います。

6. 応募手続き

(1) 提出書類

①シシンヨーはばたき奨学金給付申請書 } ※各営業店に準備しています。また、当組合のホームページにも掲載しております。
②個人情報の保護に関する同意書 }

内容をご確認のうえ、受給者ご本人と保護者の方の署名捺印をお願い致します。

③在学証明(原本)(新学年の在学証明)

④住民票(原本)(住民票の世帯全員の続柄記載のもの):発行より3か月以内

⑤収入に関する書類

・給与所得者…源泉徴収票(原本)

- ・給与所得以外…《確定申告を確定申告書の持参・郵送により行った場合》
 - ・確定申告書(控)の写し
 - 《確定申告を電子申告により行った場合》
 - ・申告内容確認票の写し（受信通知又は即時通知を添付）
 - 《公的年金受給の場合》
 - ・公的年金等の源泉徴収票(最新)(写し)
 - 《その他》
 - ・その他年間の収入がわかる書類(最新)

(2) 申込先……当組合営業店窓口

7. 奨学金の返還

この制度に基づく奨学金は返還を要しません。

8. 奨学金の給付休止・中止

- (1) 奨学金の給付休止・中止の事由に該当した場合は、速やかに当組合に届出ることとし、その事由に該当した月まで奨学金を給付します。
- (2) 休止・中止の事由に該当した旨の届出が遅れ奨学金を受給された場合、その事由に該当した月の翌月以降の奨学金を返戻していただきます。また、復学した場合は速やかに当組合に届出ることとし、復学した月から奨学金を給付します。なお、当組合で給付休止・中止の事由を確認した場合は、届出がなくても給付を休止又は中止します。
- (3) 休止・中止の事由
 - ① 給付の休止
 - 受給者が休学したとき
 - ② 給付の中止
 - ア. 受給者が退学したとき、又は営業地区(※)外の高等学校に転校したとき
 - イ. 受給者が死亡したとき
 - ウ. 高校生(受給者)又は保護者が当組合の営業地区(※)内に住所を有しなくなったとき
 - エ. 母子家庭・父子家庭でなくなったとき

9. その他

ご提出いただいた書類はご返却致しませんので予めご了承下さい。

お問合せ先
 広島市信用組合総合企画部 〒730-0036 広島市中区袋町3番17号
 TEL (082) 248-1171
 受付 月～金曜日のうち当組合の営業日 9:00～17:00